

訪問リハビリテーション ブルーム 重要事項説明書 (訪問リハビリテーション)

1 当事業所の概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	訪問リハビリテーション ブルーム
所在地	青森市大字矢田前字弥生田47番地2
電話番号	017-726-5211
FAX番号	017-726-9600
介護保険事業所番号	0270105653
サービスを提供できる地域	青森市（浪岡地区を除く）

(2) 当事業所の職員体制

職種	資格	人員	業務内容
管理者	理学療法士	1名（常勤/兼務） （・当事業所及び介護老人保健施設青森ナースングライフの理学療法士と兼務）	従業者の管理及び業務の管理に当たります。また、自らも訪問リハビリテーションの提供に当たります。
医師	医師	1名（常勤/兼務） （・介護老人保健施設青森ナースングライフの医師（入所・短期入所療養介護・通所リハビリの診察業務）と兼務）	当事業所の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士へサービスを指示し、理学療法士等とともに訪問リハビリテーション計画書を作成します。
理学療法士	理学療法士	2名以上（常勤/兼務） （・当事業所管理者及び介護老人保健施設青森ナースングライフの理学療法士と兼務） （・介護老人保健施設青森ナースングライフの理学療法士と兼務）	当事業所医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、居宅に訪問し訪問リハビリテーションの提供に当たります。
作業療法士	作業療法士	1名以上（常勤/兼務） （介護老人保健施設青森ナースングライフの作業療法士と兼務）	
言語聴覚士	言語聴覚士	1名（常勤/兼務） （・介護老人保健施設青森ナースングライフ及び訪問看護ステーションやよいの言語聴覚士と兼務）	

(3) サービスの営業時間

営業日	営業時間	備考
月～金	午前8時30分～午後5時30分	
休業日	土曜日、日曜日、国民の祝日 12月29日～1月3日	

2 当事業所の訪問リハビリテーションの特徴等

(1) 運営の方針

- ① 利用者の意志及び人格を尊重し、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当事業所の医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法等必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を目指します。
- ② サービスの提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行います。
- ③ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しリハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について理解しやすいよう指導又は説明をいたします。
- ④ 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供いたします。
- ⑤ 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療福祉サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3 サービス内容

- (1) 居宅において、心身機能の維持回復を目指し日常生活の向上のために必要なリハビリテーションを行います。

① 健康チェック

血圧、体温、脈拍などの測定を行い、日々の健康管理をいたします。ただし、異常がある場合は、その日のリハビリテーションを見合わせることもございます。

② リハビリテーション

在宅において、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が様々な運動等の指導を行います。また、在宅での生活を継続できるよう日常生活動作の訓練を行います。

4 利用料金

(1) 介護保険対象分

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、利用者のご負担は所定介護報酬の介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額利用者の自己負担となります。詳しくは別紙「料金表」をご覧ください。

(2) 交通費

青森市にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域の境界から片道1kmにつき55円(税込)加算させていただきます。

(3) その他

- ① 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、事業所に連絡する場合の電話等の費用は利用者のご負担になります。

- ② 料金の支払方法は、毎月20日頃までに前月分の請求書を発行いたしますので、月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払方法は、口座自動引落とし、銀行振込となっております。口座自動引落としの方は、指定の用紙にご記入し当事業所へご提出ください。

- ③ 体調不良や急用等で利用を中止する場合でも取消料はいただきませんが、利用予定の前までにご連絡ください。

連絡先 訪問リハビリテーション ブルーム

電話 017-726-5211

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員が必要な手続きを行います。当事業所の医師からサービス提供の指示を受けた後、訪問リハビリテーション計画を作成してサービスの提供を開始いたします。

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事由により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1か月前までに文書で通知します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設または医療保険施設に入所または入院した場合
- ・介護保険給付サービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・要支援認定を受けた場合
- ・利用者が亡くなられた場合または被保険者資格を喪失された場合
- ・当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

④ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスの提供をしない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを1か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、又は利用者やご家族などが、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 個人情報の取り扱いについて

利用者の個人情報取り扱いについて「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」並びに社会福祉法人 恵寿福祉会「個人情報保護に対する基本方針」及び「社会福祉法人 恵寿福祉会 個人情報取扱規程」を遵守し、適正に行います。なお、情報開示等の手続きにおいては請求者の本人確認（代理の方が請求する場合を含む）をさせていただき、準備の際に必要な書類のコピー代・送料（送付が必要な場合）等の手数料を徴収いたします。

7 守秘義務の遵守

- (1) 当事業所の従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た利用者及びご家族の秘密及び個人情報について保持いたします。
- (2) 当事業所の従業者又は従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びご家族の秘密及び個人情報について保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を就業規則に定めるものとします。
- (3) 個人情報を適切に扱い、関連機関等と連携を図る等正当な理由がある場合以外には開示いたしません。

8 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口 三上 綾子

電話 017-726-5211

受付日 月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く）

受付時間 午前8時30分から午後5時30分まで

(2) 苦情受け付け後の処理方法

苦情の申し出があった場合は苦情処理担当者が迅速な調査を行い、苦情として取り扱うものか、あるいは相談や問い合わせとして返答できるものかを相談内容に関わる職員間で協議して相談や問い合わせであれば速やかに対応します。苦情として取り扱うべきものと判断された場合は、苦情処理責任者（管理者）に報告し検討した上で、説明、謝罪、改善、賠償等を行います。それでも解決しない場合は苦情処理委員会を開催し利用者等と話し合い、再度説明、謝罪、改善、賠償等を行います。委員会を経ても解決できなかった場合は、市町村・国民健康保険団体連合会・第三者委員に報告し、調査に協力するとともに、その指導又は助言に従って解決いたします。

当事業所は青森市から文書等の提出や提示を求められた際、また青森市職員から質問や照会を求められた際はそれに応じ、青森市が行う調査に協力するとともに、その指導又は助言に従って必要な改善を行います。

(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

青森市役所 福祉部 介護保険課	017-734-5257
青森県国民健康保険団体連合会	017-723-1301
青森県運営適正化委員会福祉サービス相談センター	017-731-3039
社会福祉法人 恵寿福祉会 第三者委員 和田 榮子	017-726-3994
成田 なを子	017-726-6911

9 非常災害対策

- ① 当事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、常に関係機関と連絡を密にし、災害発生時は必要な措置を講じます。
- ② 臨時休業の判断基準を以下のように規定し、基準に合致する場合は、必要期間サービスの一時的停止または提供日時の変更を行います。
 - ・ 気象庁より台風に伴う暴風域に入るとの予測が発表されたとき
 - ・ 青森市又は気象庁から警戒レベル3（避難準備、大雨警報・洪水警報）以上が発令されたとき
 - ・ 災害により道路が冠水したり土砂崩れで通行できないとき
- ③ 利用者宅において非常災害により職員が身に危険を感じた場合は、利用者及びその家族等の同室者の安否確認や出口の確保後に、訪問時間終了を待たずに事業所に戻る等、災害対策マニュアルに定められている規定通りの行動をとります。

10 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の急変等があった場合は、速やかに主治医、緊急連絡先、介護支援専門員等へ連絡をいたします。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

医療機関等	医療機関名			
	主治医名		電話番号	
緊急連絡先①	住 所			
	氏 名	(続柄)	電話番号	
緊急連絡先②	住 所			
	氏 名	(続柄)	電話番号	

1 1 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村、利用者のご家族、担当介護支援専門員等に連絡いたします。その際、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償するものいたします。このため、事業所はあらかじめ、公益社団法人全国老人保健施設協会 介護老人保健施設総合補償制度に加入して、この保険に基づく範囲で賠償いたします。ただし、その損害の発生について利用者の故意又は過失が認められる場合は、この限りではありません。

1 2 身体拘束の廃止

当事業所及び従業者は、原則として身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。その場合には、利用者、利用者の後見人、利用者のご家族又は身元引受人へ十分な説明をして同意を得るとともに、その態様及び期間、その際の利用者の心身の状態並びにやむを得ない理由及び経過について記録いたします。

1 3 虐待の防止

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待を防止するための虐待防止担当者の設置、定期的な委員会の開催及びその内容の従業者への周知、従業者に対する研修の実施、虐待防止のための指針の整備
- (2) 利用者及びそのご家族等からの苦情処理の体制
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービスの提供中に当事業所従業者及び居宅サービス事業者の職員又は養護者（利用者のご家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

1 4 衛生管理

当事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。また、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとします。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催及びその内容の従業者への周知、従業者に対する研修及び訓練の実施、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備

1 5 記録・保存

当事業所は、サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存いたします。また、請求及び受領に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存いたします。

1 6 その他

- ① 職員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただいております。
- ② 職員は、金銭の管理、貸借等の取扱いは出来ません。
- ③ 利用者の心身機能の維持回復を目的としてリハビリテーションのサービスを提供しております。それ以外の業務をすることは出来ませんので、ご了承ください。
- ④ 事業計画や財務内容等の閲覧が可能です。

年 月 日

訪問リハビリテーションのサービス開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 青森市大字矢田前字弥生田 47 番地 2
名称 社会福祉法人 恵寿福祉会
訪問リハビリテーション ブルーム
管理者 泊 真紀子

説明者氏名

私は、本書面により、事業所から訪問リハビリテーションについての重要事項の説明を受け、サービス提供開始に同意します。

利用者 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名

利用者との続柄 ()

上記を証するため、本書 2 通を作成し、利用者と事業所が署名又は記名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

利用料金表（訪問リハビリテーション）

※利用者ご負担額は負担割合により変わります。

区 分		提供時間、 算定回数等	利用者ご負担額		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
基本報酬	訪問リハビリテーション費 ・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による 訪問リハビリテーションの実施 ・1 回につき 20 分実施いたします	1 回につき	308 円	616 円	924 円
加 算 等	短期集中リハビリテーション実施加算 ※1	1 日につき	200 円	400 円	600 円
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算 ※2	1 日につき	240 円	480 円	720 円
	リハビリテーションマネジメント加算イ※3	1 月につき	180 円	360 円	540 円
	リハビリテーションマネジメント加算ロ※4	1 月につき	213 円	426 円	639 円
	事業所の医師が利用者又は家族に説明し、利用者の同意を得た場合の加算	1 月につき	270 円	540 円	810 円
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ※5	1 回につき	6 円	12 円	18 円
	移行支援加算 ※6	1 日につき	17 円	34 円	51 円
	退院時共同指導加算 ※7	退院につき 1 回限り	600 円	1200 円	1800 円
減算	訪問リハビリ計画診療未実施減算 ※8	1 回につき	-50 円	-100 円	-150 円
交通費	青森市内	無料			
	青森市以外	青森市以外の地域にお住まいの方は、訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。 自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域の境界から片道 1kmにつき 55 円（税込）加算させていただきます。			

- ※1 短期集中リハビリテーション実施加算は、病院等から退院・退所した日又は新たに要介護認定を受けた日から起算して3ヶ月以内の期間内に集中的に訪問リハビリテーションを実施した場合に基本報酬に加算して算定します。
- ※2 認知症短期集中リハビリテーション実施加算は、認知症であると医師が判断し、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された御利用者様に対して、病院等から退院・退所した日又は訪問開始日から3ヶ月以内の期間内に集中的に訪問リハビリテーションを実施した場合に基本報酬に加算して算定します。
- ※3 リハビリテーションマネジメント加算イは、3か月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、訪問リハビリテーション計画について理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が御利用者様等に説明を行い、同意を得て、その内容を医師に報告した場合に基本報酬に加算して算定します。
- ※4 リハビリテーションマネジメント加算ロは、リハビリテーションマネジメント加算イに加え、訪問リハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提供したり、リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に基本報酬に加算して算定します。
- ※5 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)は、厚生労働大臣が定める基準（訪問リハビリテーションを提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち勤続年数が7年以上の職員がいること）に適合しているものとして届け出た事業所が利用者に対し、訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。
- ※6 移行支援加算は厚生労働大臣が定める基準（評価対象期間において訪問リハビリテーションを終了した者のうち社会参加に資する取り組みを実施した者の占める割合が100分の5を超えており、12月を利用者の平均利用月数で除した数が100分の25以上であること）に適合しているものとして届け出た事業所が利用者に対し、訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。
- ※7 退院時共同指導加算は病院又は診療所に入院中の御利用者様が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、御利用者様に対する訪問リハビリテーションを行った場合に当該退院につき1回に限り算定します。
- ※8 当事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合には、基本報酬から減算して算定します。ただし、入院中にリハビリテーションを受けていた御利用者様の場合、退院後1か月間を除きます。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年11月 1日 改正

平成30年 4月 1日 改正

平成31年 4月 1日 改正

令和 1年10月 1日 改正

令和 3年 4月 1日 改正

令和 5年 4月 1日 改正

令和 6年 6月 1日 改正

令和 6年10月 1日 改正